令和　　年　　月　　日

高山市民文化会館・高山市公民館　商業宣伝行為禁止事項確認書

高山市民文化会館　殿 団体名

住所

TEL ( ) /FAX ( )

（商業宣伝行為の概要）※書ききれない場合は裏面へ

＜商業宣伝行為にかかる禁止事項及び確認事項＞

□　「特定商取引に関する法律」において規制されている団体は利用出来ません

□　物品の販売（予約・契約行為を含む）を目的とした利用は出来ません

□　物品の買取り（下取り）は出来ません

□　料金を徴収する催しは出来ません

□　個別の商品の金額提示及び事前のパンフレット配布は出来ません（価格提示にあたります）

□　来館した方の住所、氏名を収集する行為は出来ません（記名の禁止）

□　金額を載せた広告による事前告知は出来ません。なお、事前告知を行なう場合には、1週間前までに当会館へ内容を提示していただき、許可を得てください

□　当日、来館者に配る資料／パンフレットは、全て文化会館へご提出下さい

□　商業宣伝行為の内容に変更、追加がある場合には、必ず変更手続きを行なってください

□　この禁止事項及び確認事項に違反した場合、使用許可を取り消します

□　上記による取り消しの場合、後日の使用許可も全て取り消します

□　催し物開催前に使用許可が取り消された場合、還付請求を行うことにより使用料金の返金を受ける事ができます（開催後の取り消しに関しては、返金できません）

□　催し物の内容確認の為、職員が立ち入りを行う場合があります

**☆　上記内容を確認した上、□にレ点（チェック）を入れてください**

令和　 年　 月　 日付け申請書番号　　　　 の使用許可申請において、貴館を商業宣伝行為にて使用させていただきたく、上記禁止事項及び確認事項を了承いたしました。

代表者（使用責任者）名

※代表者（使用責任者）名の署名捺印（社印でも可）の無いものは無効です(代理署名は出来ません)

※この確認書は使用許可申請の際に併せてご提出下さい。当日の提出が無理な場合には、使用日３日前までにFAXでも構いませんので、必ずご送付下さい

※FAXによる提出の際は、最初の使用日に必ず原本をご提出下さい。原本が無い場合には、いかなる理由があろうとご利用

いただけません

(会館記入欄)

*使用日、*

*施設名*

高山市民文化会館・公民館

(会館職員注意事項)

○ 使用日と施設名を記入する

○ 記入内容を確認した後、受け取り回覧する

○ 内容変更の場合は、日付と受付者名を記入の事

館　長

合　議

受　付